

○国際交流支援事業実施要綱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国際交流支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(共同事業を実施する際の事務手続)

第2条 要綱第6条に規定する「複数の団体が共同して助成対象事業を行う場合」についての事務手続きは、当該事業の経理及び執行管理を行う代表となる団体が要綱第6条、第9条、第10条及び第12条に規定する書類を作成し、提出する。

2 協会は、要綱第7条第2項、第10条第2項及び第11条に規定する書類を当該代表団体に対して通知等をする。

(実績報告書の添付書類)

第3条 要綱第10条第1項第3号に規定する「その他協会が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

- (1) 助成事業に係る領収書の写し（地方公共団体による歳出の場合は、支出命令書の写しで可とする。）
- (2) 歳入歳出予算書のうち、この助成金の収入及び支出が把握できる部分の写し。
- (3) 記録写真等